加古川市新クリーンセンター運営管理委託事業

募集要項

平成１８年6月

加古川市

【目　次】

１．募集要項等の定義

加古川市（以下「市」という。）は、加古川市新クリーンセンター運営管理委託事業（以下「本事業」という。）を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「ＰＦＩ法」という。）に準じて実施する。

本募集要項は、市がＰＦＩ法に準じて本事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たり、本事業を実施する民間事業者を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するに当たり、公表するものである。

なお、本募集要項に併せて公表する次の別添資料についても募集要項と一体の資料とし、これらの全資料を含めて「募集要項等」と定義する。

別添資料 1　要求水準書
別添資料 2　基本協定書（案）
別添資料 3　事業契約書（案）
別添資料 4　特定部品リスト
別添資料 5　覚書（案）
別添資料 6　様式集
別添資料 7　審査基準案

２．事業概要

（１）事業名

加古川市新クリーンセンター運営管理委託事業

（２）本事業の対象となる公共施設等の種類

廃棄物処理施設

（３）事業実施主体及び加古川市の代表者

加古川市
加古川市長　　樽　本　　庄　一

（４）事業目的

本事業は、市から搬入される一般廃棄物を適正に処理することを目的とする。

（５）事業概要

本事業は、事業者として選定された企業若しくは企業グループ（以下「民間事業者」という。）が、市及び委託事業者等が収集する可燃ごみ等（以下「収集ごみ等」という。）、日常生活及び事業活動に伴う一般廃棄物のうち直接搬入される可燃ごみ

（以下「直接搬入ごみ」という。)、許可業者が収集する一般廃棄物のうち可燃ごみ（以下「許可業者収集ごみ」という。)、粗大ごみの破砕処理に伴う可燃残渣その他可燃ごみ（以下「市施設発生ごみ」という。)（以下「収集ごみ等」、「直接搬入ごみ」、「許可業者収集ごみ」、「市施設発生ごみ」をまとめ「処理対象物」という。）の処理を行う本件施設の運転、維持管理、補修及び更新を含めた包括的な運営管理（以下「運営管理」という。）を実施するものである。市は民間事業者への運営管理を委託する期間（以下「事業期間」という。）にわたって施設を所有し、民間事業者は、本件施設を運営管理するものとする。民間事業者は、本件施設の運営管理業務に必要な調達を自ら行うものとするが、別添資料 3「特定部品リスト」に示す本件施設のプラント設備工事請負企業（以下「施工企業」という。）の製品（以下「特定部品」という。）の調達又は施工企業の有する特許権の使用に際し、施工企業の協力を求めることができるものとする。また、特定部品の定期点検、部品等の調達、補修工事（以下「オーバーホール」という。）について、自ら特定部品の調達を行うことが困難な場合、施工企業の協力により合理的な条件で調達することができるものとする。さらに、本件施設の補修及び更新に際して、必要と認める場合には、施工企業の協力を求めることができるものとする。なお、特定部品の調達、施工企業の有する特許権の使用等、施工企業からの特定部品の調達及び施工企業の協力を求める際の条件等の詳細は、別添資料 4「特定部品リスト」及び別添資料 5「覚書（案)」を参照のこと。

民間事業者は、本件施設の既存の運転事業者（以下「既存運転事業者」という。）から円滑に業務を引き継ぐために必要な準備を行う期間（以下「事業準備期間」という。）にて、既存運転事業者等から引継ぎを行うこととなる。また、民間事業者が本件施設に係る募集要項の記載内容と本件施設の現況との間に著しい乖離を発見した場合、これら乖離に基づく費用負担等を市へ請求できる期間（以下「乖離請求期間」という。）を設定する。

事業準備期間、乖離請求期間、運営期間及び事業期間は、次のとおりとする。

１）事業準備期間　　契約締結日から平成１９年3月３１日まで
２）乖離請求期間　　平成１９年4月１日から平成２０年3月３１日まで
３）運営期間　　　　平成１９年4月１日から平成３４年3月３１日まで
４）事業期間　　　　契約締結日から平成３４年3月３１日まで

（６） 事業に必要とされる関連法令等

民間事業者は、本事業の実施に当たり、必要とされる一般廃棄物の処理、本件施設の運営管理に係る関連法令等を遵守するものとする。

３．民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する主な業務は、次の（１）から（４）までのとおりとする。

（１） 運営管理の事前準備

民間事業者は、事業準備期間開始までに、事業準備期間における本件施設の視察及び書類確認の計画書（以下「学習計画書」という。）を提出し、市の確認を受けるものとする。

また、運営期間開始までに、運営管理業務に係る運営マニュアル、運営管理計画及び修繕計画（全てを含めて以下「事業実施計画書」という。）を提出し、市に確認を受けるものとする。

学習計画書及び事業実施計画書に記載すべき項目は、別添資料１「要求水準書」を参照のこと。

（２） 焼却施設の運営管理業務

１）処理対象物の受入れ

民間事業者は、処理対象物の受入れ及び受入れ量の計測を行うこと。

２）処理対象物の適正処理

民間事業者は、本募集要項等に規定された性能要件、環境関連の法規制及び基準等を遵守しつつ、処理対象物を適正に処理すること。

３）維持管理、補修及び更新

民間事業者は、焼却施設の維持管理、補修及び更新を実施すること。

４）エネルギーの有効利用

民間事業者は、焼却施設において発生する熱エネルギーを有効に活用すること。

５）資源品、不燃物等の搬出

民間事業者は、焼却施設において発生する資源品及び不燃物等の副生成物を市が指定する処理委託業者に引渡すこと。

６）その他

民間事業者は、焼却施設の運営管理のために設置されている公害監視自動測定機器の維持管理を行うと共に運営管理に係る日報、月報及び年報、年度報の作成、運営管理における履歴情報及びコストデータその他市が業務監視を行うために必要な各種データの保管及び報告書の作成を行うこと。

（３） 灰溶融施設（予備機を含む。）の運営管理業務

１）焼却灰の適正処理

民間事業者は、募集要項に規定された性能要件、環境関連の法規制及び基準等を遵守しつつ、焼却灰を適正に処理すること。この場合、市が特に設定する主な環境基準は、別添資料１「要求水準書」のとおりとする。

2）維持管理、補修及び更新

民間事業者は、灰溶融施設の維持管理、補修及び更新を実施すること。

3）溶融飛灰混練物の搬出

民間事業者は、灰溶融施設にて発生する溶融飛灰混練物を市が指定する者に引渡すこと。

4）溶融スラグの引渡し

民間事業者は、灰溶融施設にて回収される溶融スラグを市が指定する者に引渡すこと。

5）その他

民間事業者は、灰溶融施設の運営管理のために設置されている公害監視自動測定機器の維持管理を行うと共に運営管理に係る日報、月報及び年報、年度報の作成、運営管理における履歴情報及びコストデータその他市が業務監視を行うために必要な各種データの保管及び報告書の作成を行うこと。

（4） その他付帯業務

1）許認可取得への協力

民間事業者は、市が本事業を実施する上で必要となる許認可等を取得するに当たり、市への必要な協力を行うこと。

2）ユーティリティの確保

民間事業者は、本件施設（本件施設内に存する市事務所を含む。）の運営管理に必要なユーティリティを確保すること。この場合、市は、民間事業者がユーティリティを確保するに当たり、市が必要と判断した場合に限り、民間事業者への必要な協力を行う。

3）料金徴収代行業務

民間事業者は、直接搬入ごみの受入れに係る料金徴収の代行を実施すること。

4）見学者及び行政視察への対応支援

民間事業者は、市が行う本件施設への見学者対応及び行政視察などに関して必要な支援を行うこと。

5）加古川市新クリーンセンター管理運営連絡会等への出席等

民間事業者は、加古川市新クリーンセンター管理運営連絡会等（以下「連絡会等」という。）への説明のための出席及び資料の提示、連絡会等による立入り検査への協力等、必要かつ適切な対応を行うこと。

6）官庁等への各種提出書類の作成等

民間事業者は、市が行う官庁等への各種書類の提出に当たり、各種資料等を作成すること。

７）環境方針の遵守

民間事業者は、運営管理に際し IS014001 に基づく市の環境方針を遵守すること。

８）処理対象物の確認

民間事業者は、搬入された処理対象物について処理不適物が混入していないか確認を行い、搬入等に対して適切な指導等を行うこと。

９）大規模災害時の対応

民間事業者は、大規模災害発生時には市と協議の上、「兵庫県災害廃棄物処理の相互支援に関する協定」等に従い、廃棄物の受入れ、処理を行うこと。

１０）その他

民間事業者は、管理棟の清掃管理などの業務及び工場棟及び管理棟の植栽管理及び警備業務、その他必要な関連施設の維持管理業務を実施すること。

４．市が実施する業務の範囲

市が実施する主な業務は、次の（１）から（６）までのとおりとする。

（１） ごみの減量化、資源化の啓発・普及

市は、市民に対して広報活動及び啓発活動を行うことにより、ごみの減量化と資源化を推進するとともに、本件施設への処理不適物の混入を未然に防止するよう努める。

（２） 処理対象物の搬入

市は、民間事業者と締結する契約に基づき、民間事業者が指定する場所に処理対象物を搬入する。

（３） 処理不適物、副生成物等の搬出、処理・処分

市は、民間事業者と合意した処理不適物等を市の責任と負担において搬出、処理・処分する。なお、民間事業者は、市が実施する処理不適物及び副生成物等の搬出に協力すること。

（４） 本事業の実施状況の監視

市は、本事業の民間事業者により実施される運営管理の状況につき監視を行う。実施状況の監視は、民間事業者から提出される各種報告書において行う。また、市は、必要に応じて、自らの負担において本件施設に係る計測及び分析を行う。

（５） 施設見学者への対応

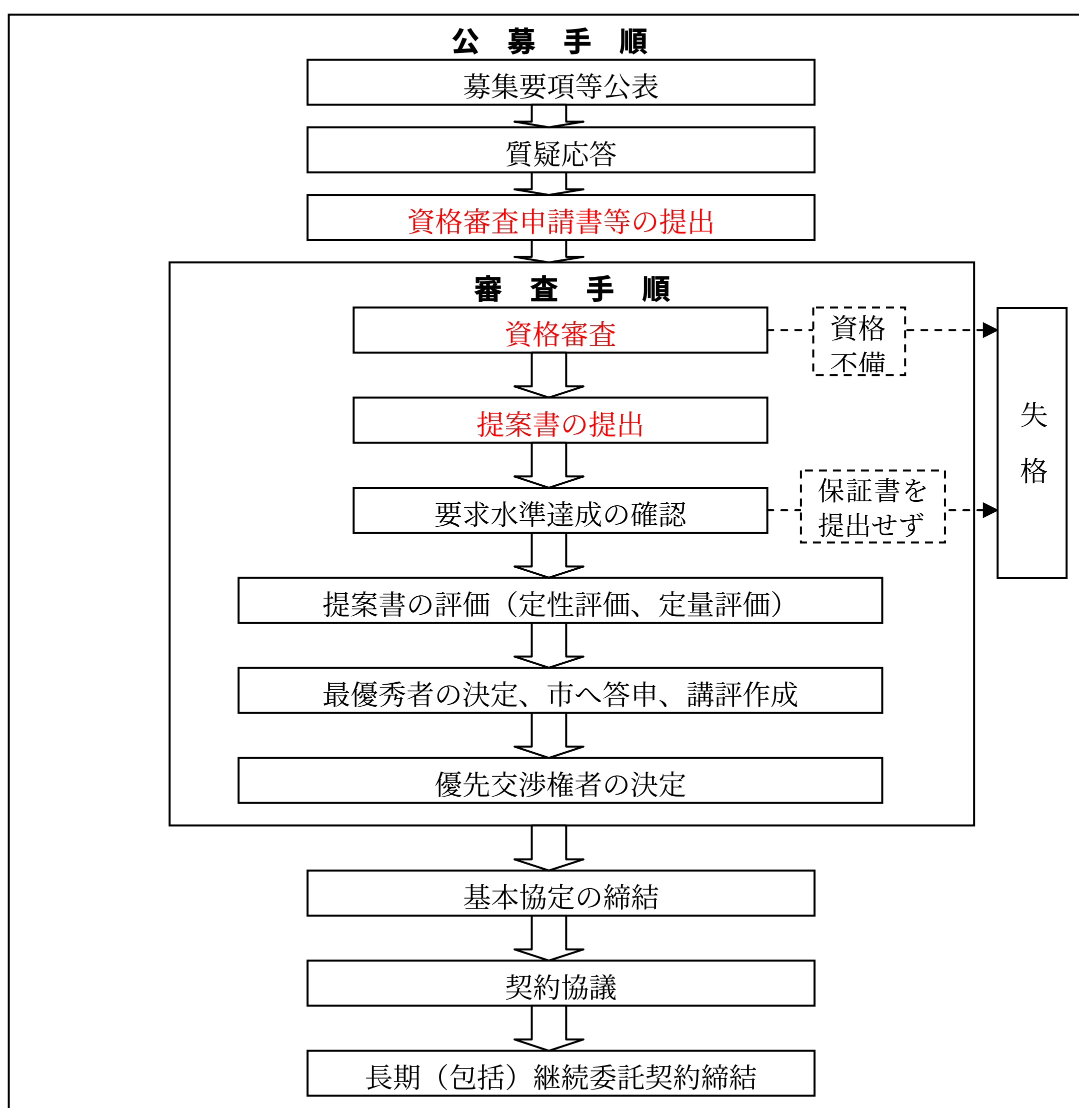
市は、本件施設の見学を希望する者に対し、本件施設の運営管理の支障とならない範囲において、民間事業者と連携して適切に対応する。

（６） 処理委託料の支払等

市は、本件施設の運営に要する対価（以下「処理委託料」という。）を運営期間にわたり民間事業者に支払う。なお、支払条件等の詳細については、別添資料３「事業契約書（案）」を参照のこと。

５．契約締結までの手続き

募集要項等の公表後から契約締結に至るまでの概要は、下図のとおりである。本事業における事業者選定は、本事業に応募する企業若しくは企業グループ（以下「参加者」という。）が本募集要項に規定する事業に参画するに足る資格を有しており、かつ、参加者の提案内容が技術的な観点から市が要求する性能要件を満足することが見込める応募提案の内容であることを前提として、公募型プロポーザル方式により行う。



６．スケジュール

募集要項等公表後の契約締結に至るまでの概略のスケジュールは以下のとおりである。

内　　容	日　　程
募集要項等公表	平成１８年6月１５日
募集要項等の質疑の受付	平成１８年6月１６日から平成１８年6月２１日まで
募集要項等の質疑への回答	平成１８年6月３０日
資格審査申請書等の提出	平成１８年7月7日から平成１８年7月１４日まで
資格審査結果の通知	平成１８年7月２０日
提案書提出	平成１８年7月３１日
提案書の審査	平成１８年7月３１日から平成１８年9月中旬まで
優先交渉権者の決定	平成１８年9月中旬
基本協定締結	平成１８年9月下旬
事業契約締結	平成１８年１２月

７．参加者の資格要件等

参加者は、次の資格要件をすべて満たすこと。

また、市は、参加者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

（１）参加者の構成

①参加者は、本件施設の運営管理業務を実施する予定の単体企業（以下「参加企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「企業グループ」という。）とする。また、参加者は参加企業又は企業グループを構成する企業（以下「構成員」という。）が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。

②企業グループにあっては、構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うものとする。なお、参加企業は代表企業を兼ねるものとする。

③優先交渉権者となった参加者が、本事業を遂行するために会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として特別目的会社（以下「ＳＰＣ」という。）を設立する場合は、次に掲げる(ｱ)～(ｳ)の要件も満たすものとする。

(ｱ)優先交渉権者となった参加企業は、必ずＳＰＣに出資するものとする。

(ｲ)企業グループがＳＰＣを設立する場合にあっては、企業グループのうち代表企業は、必ずＳＰＣに出資するとともに、出資者のうち最大の出資を行うものとする。

(ｳ)構成員である出資者は、本事業が終了するまでの間ＳＰＣの株式を保有するも

のとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡その他の一切の処分（担保権等の設定を含む。）を行ってはならない。

(ｴ)ＳＰＣの資本金額は、市との契約締結までに 1,000 万円以上とするものとし、その後の事業期間を通じてこれを維持すること。

(ｵ)構成員である出資者は、ＳＰＣが債務超過に陥った場合、又は資金繰りの困難に直面した場合には、連帯してＳＰＣへの追加出資又は劣後融資に応じること、その他市が適切と認める支援措置を講ずることにより、ＳＰＣが果たすべき債務を履行できるように、最大限の努力をすること。

④企業グループの構成員の変更及び追加は原則として認めない。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、市の承諾を条件として企業グループの構成員（代表企業を除く。）の変更又は追加ができるものとする。

⑤企業グループの構成員は、他の企業グループの構成員になることはできないものとする。

（２） 参加者の資格要件等

この要件は、企業グループで参加する場合は、すべての構成員が満たすべきものとする。

①資格審査関係書類提出時において、加古川市指名停止基準(平成６年９月 30 日告示第 166 号)規定による指名停止期間中の者でないこと。

②直近 2 事業年度の法人税、消費税及び市税に係る徴収金を滞納している者でないこと。

③商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定による整理開始の申立て若しくは通告、破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立て、旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条の規定による和議開始の申立て、会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けた者を除く。）でないこと。

（３） 資格確認基準日等

①「（２）参加者の資格要件等」の資格確認基準日は資格審査申請書の提出日とする。

②資格確認基準日以後事業契約の締結までに、参加企業又は企業グループの代表企業が資格要件を欠くような事態が生じた場合は、当該参加企業又は企業グループは失格とする。

③資格確認基準日以後事業契約の締結までに、企業グループの構成員（代表企業を除く。）が資格要件を欠くような事態が生じた場合は、当該企業グループは失格とする。ただし、市がやむを得ないと認めた場合は、市の承諾を条件として企業グループの構成員（代表企業を除く。）の変更・追加ができるものとする。

（４） 経営状態

この要件は、企業グループで参加する場合は、すべての構成員が満たす必要はなく、本要件を満たす構成員が企業グループの構成員に含まれればよいものとする。

①建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定による建築一式工事、機械器具設置工事又は清掃施設工事で特定建設業の許可を有すること。

（５） ごみ処理施設の運営に関する実績

この要件は、企業グループで参加する場合は、すべての構成員が満たす必要はなく、本要件を満たす構成員が企業グループの構成員に含まれればよいものとする。

①廃棄物対象の全連続流動床式焼却炉の運営管理に係る実績

廃棄物を対象とする全連続流動床式焼却炉における運営管理実績及び補修・更新業務実績を有すること。この場合、運営管理実績及び補修・更新実績とは、ともに施設の管理者から直接受託した実績とする。

②復水タービン式の発電施設を有する施設の運営管理に係る実績

復水タービン式の発電施設を有する施設における運営管理実績及び補修・更新業務実績を有すること。この場合、運営管理実績及び補修・更新実績とは、ともに施設の管理者から直接受託した実績とする。

③焼却灰を対象とした電気式溶融施設の運営管理に係る実績

焼却灰を対象とした電気式溶融施設における運営管理実績及び補修・更新業務実績を有すること。この場合、運営管理実績及び補修・更新実績とは、ともに施設の管理者から直接受託した実績とする。

（６） 技術提案書及び事業計画書

参加者から提出された技術提案書と事業計画書を確認し、市が指定する形式的な審査項目について審査を行い、本事業の実施能力があるか否かを判断する。

（７） その他の参加不適格者

参加者に市又はその関係者（市の職員、本事業のアドバイザー等）が資本面若しくは人事面において関連がある企業が１社でも含まれる場合は参加不適格者とし、本事業へ応募できないものとする。

なお、本事業のアドバイザーは、次のとおりである。

①株式会社　地域経済研究所（大阪市中央区）
②財団法人　日本環境衛生センター
③弁護士法人　御堂筋法律事務所

８．募集要項等の配布

募集要項等の配布を、以下の要領で行う。

（１）配布期間

平成１８年6月１５日（木）から平成１８年6月１６日（金）まで

（２）配布方法

加古川市ホームページからダウンロードする方法とする。また、上記の配布期間中（午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。))、１９．（４）に示す担当部局においても配布する。

９．募集要項等に対する質疑

募集要項等に対する質疑の受付・回答を以下のとおり行う。

（１）受付期間

平成１８年6月１６日（金）（午前 9 時）から平成１８年6月２１日（水）（午後 5 時）まで

（２）提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、「募集要項に係る質問書」【様式１－１】、「要求水準書に係る質問書」【様式１－２】、「基本協定書案に係る質問書」【様式１－３】、「事業契約書案に係る質問書」【様式１－４】、「様式集に係る質問書」【様式１－５】、「審査基準案に係る質問書」【様式１－６】に記入の上、電子メールでファイル添付により提出のこと。

（３）質問に対する回答

質問に対する回答は、以下の要領で行う。なお、本事業に直接関係する質問に対してのみ回答を行うものとし、すべての質問に回答するとは限らない。

①回答方法

市のホームページへの掲載により公表する。

②回答公表時期

平成１８年6月３０日（金）を予定している。

１０.資格審査

参加者は、次に従って資格審査の申請を行い、審査を受けるものとする。参加資格要件を満たすことが確認された参加者のみ、次段階の提案審査（技術提案書・事業計画書・価格提案書の審査）を受けることができるものとする。

（１） 資格審査関係書類

①資格審査申請書等の提出

参加者は、以下に掲げる資料（以下「資格審査申請書等」という。）を提出し、資格審査を受けるものとする。

(ｱ)「資格審査申請書」【様式６】

(ｲ)「参加者の構成」【様式７】

(ｳ)「委任状」【様式８】

(ｴ)「廃棄物対象の全連続流動床式焼却炉の運営管理に係る実績」【様式９－１】

(ｵ)「復水タービン式の発電施設を有する施設の運営管理に係る実績」【様式９－２】

(ｶ)「焼却灰を対象とした電気式溶融施設の運営管理に係る実績」【様式９－３】

②資格審査申請書等への添付書類

(ｱ)建設業許可申請書の写し

(ｲ)建設業許可申請書の別表（(ｱ)の証明書に係るもの）の写し

③資格審査申請書等の作成方法

資格審査申請書等は、次に従い作成すること。なお、(ｱ)から(ｳ)については、平成１４年４月１日から平成１８年３月３１日までに業務が実行されているものに限り記載すること。

(ｱ)廃棄物対象の全連続流動床式焼却炉の運営管理に係る実績

７.（５）①に掲げる資格があることを確認できる実績を【様式９－１】に記載すること。

(ｲ)復水タービン式の発電施設を有する施設の運営管理に係る実績

７.（５）②に掲げる資格があることを確認できる実績を【様式９－２】に記載すること。

(ｳ)焼却灰を対象とした電気式溶融施設の運営管理に係る実績

７.（５）③に掲げる資格があることを確認できる実績を【様式９－３】に記載すること。

(ｴ)添付書類

上記(ｱ)から(ｳ)に示す【様式９－１】、【様式９－２】及び【様式９－３】については、記載内容を確認することができる書類を添付すること

（２）資格審査申請書等の提出方法

資格審査申請書等は、オリジナル１部、コピー１５部、ＣＤ－Ｒ１セットを提出すること。

資格審査申請書等の表紙には、以下の事項を記載し、さらに、オリジナルとコピーの区別も記載する。

・資料の名称：加古川市新クリーンセンター運営管理委託事業　資格審査申請書

・送付者の名称：参加者の名称（もしくは代表企業の名称）

なお、ＣＤ－Ｒには、資格審査申請書及び添付書類のうち、デジタルデータで提出が可能なもの（様式の指定があるもの、説明文書等）のみを格納するものとし、デジタルデータでの提出が困難のものは別添とし、ＣＤ－Ｒに格納する必要はない。また、ＣＤ－Ｒへの格納の条件は次のとおりとする。

・OS：Microsoft 社製の Windows

・使用アプリケーション：Microsoft 社製の Word、Excel

（３）資格審査申請書等の提出

①受付期間：平成１８年７月７日（金）から平成１８年７月１４日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日は除く。）

②受付時間：午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く）

③受付場所：１９.（４）に示す担当部局宛に持参すること

（４）資格審査の実施及び確認結果通知

①資格審査の実施

市は、参加者から提出された資格審査申請書等が「７.参加者の資格要件等」に示した要件を満たすことについての確認を行う。

②資格審査の確認結果通知

資格審査確認結果は、原則として、平成１８年７月２０日（木）までに書面（「資格審査結果通知書」）にて通知する。なお、参加者への通知は、資格審査申請書等の表紙に記載する担当者宛に行う。

（５）その他

提出された資格審査申請書等の返却は行わない。

１１.提案審査

資格審査に合格した参加者は、次に従って提案書（保証書・技術提案書・事業計画書・価格提案書）の審査を受けるものとする。

（１） 提案審査関係書類

参加者は、保証書、技術提案書、事業計画書及び価格提案書を下記に従って作成の上、提出し、提案審査を受けるものとする。

保証書、技術提案書、事業計画書及び価格提案書については、オリジナル１部、コピー１５部、ＣＤ－Ｒ１セットを提出すること。

技術審査図書の表紙には、以下の事項を記載し、さらに、オリジナルとコピーの区別も記載する。

・資料の名称：加古川市新クリーンセンター運営管理委託事業　技術提案書・事業計画書

・送付者の名称：参加者の名称（もしくは代表企業の名称）

（２） 提案審査関係書類の提出

①受付期間：平成１８年７月３１日（月）

②受付時間：午前９時から午後５時まで（必着）（正午から午後１時を除く）

③受付場所：１９．（４）に示す担当部局宛に持参すること

（３） その他

提出された提案審査関係書類の返却は行わない。

１２.事業者の決定手続き

（１） 選考委員会の設置

市は、本事業を実施する民間事業者の選定を行うため、学識経験者等から構成する「加古川市新クリーンセンター運転業務者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。選考委員会の委員は次のとおりである。

名前	役職名
和田　安彦	関西大学　大学院・工学部教授
藤吉　秀昭	（財）日本環境衛生センター　理事　環境工学部　部長
津川　広昭	弁護士法人　御堂筋法律事務所　弁護士
西野　裕久	あずさ監査法人パブリックセクター部長　公認会計士
大貫　和博	加古川市企画部　部長

（２） 要求水準達成の確認

選考委員会は、資格要件を満たすことが確認された参加者から提出された保証書をもとに要求水準達成の確認を行う。

選考委員会は、要求水準の達成が確認された参加者のみを対象として、次段階の提案審査（技術提案書・事業計画書・価格提案書の審査）を行うものとする。

（3） 提案審査

選考委員会は、資格審査を通過し、かつ、要求水準の達成が確認された参加者の技術提案書、事業計画書及び価格提案書について、以下の視点等から総合的な評価を行い、最も優れた提案を行った参加者を選定する。具体的な項目については、別添資料7「審査基準案」を参照のこと。

・業務全般（実施体制、実施計画等）に関する事項
・施設の運営管理に関する事項
・市の財政負担額

技術提案書の審査は、「7．参加者の資格要件等」を満たす参加者より提出された技術提案書が、主に技術的観点から、募集要項に規定された要求水準を満たすものであるかどうかを確認する。

事業計画書の審査は、コストの妥当性、事業の安定度、更新を含めた適切な運営管理を行うことができるか等について審査する。

なお、審査の過程において、後記（4）に示すヒアリング実施対象者の絞込みを行なう場合がある。

（4） ヒアリングの実施

上記ヒアリング実施対象者に対して、平成１８年9月８日（金）にヒアリングを実施することを予定している。

ヒアリング実施の詳細については、別途、ヒアリング実施対象者に対して通知するものとする。

（5） 優先交渉権者の決定及び公表

市は、選考委員会の審査結果を踏まえ、最も優れた提案を行った参加者を優先交渉権者として決定し、その結果を公表する。

１３.参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

（1） 資格審査結果の理由の説明請求

前記１０．に示す資格審査の結果、本事業への参加資格が認められなかった参加者は、その理由について、市に対して説明を請求することができる。

（2） 説明請求の期日等

（1）の説明を求める場合には、平成１８年7月２１日（金）から平成１８年7月２４日（月）までに１９．（4）に示す担当部局に書面（様式自由）にて提出すること。ただし、土曜日、日曜日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1

時までを除く）

（３） 説明請求に対する回答

原則として、説明を請求した者に対する回答は、平成１８年7月２７日（木）までに、郵送により行う予定である。

１４.契約詳細の詰め及び契約の締結

（１） 契約詳細の詰め

優先交渉権者は、市と契約詳細の詰めを行う。なお、契約詳細の詰めは、事業契約書案における詳細の詰めを行うものであり、原則として、募集要項等に規定された内容及び条件の変更は行わない。

（２） 基本協定の締結

契約詳細の詰めに当たり、市と優先交渉権者は１２.（５）において優先交渉権者の決定がなされた日から１５日以内に基本協定を締結する。

（３） 事業契約の締結等

基本協定締結後、加古川市議会の債務負担行為の議決を経た後、市と優先交渉権者は事業契約を締結する。

１５.市による情報提供

（１） 公募段階

①資料等の配布及び閲覧等

参加者は、「守秘義務に関する誓約書」【様式２】を提出することを前提として、市の保有する本件施設に関する資料のうち市が必要と判断する資料の配布を受けることと閲覧をすることができる。資料の配布・閲覧を希望する参加者は、「守秘義務に関する誓約書」【様式２】とともに、希望する内容に応じて、「参考資料の配布申込書」【様式３】、「参考資料の閲覧申込書」【様式４】を提出すること。

(ｱ)配布・閲覧期間

平成１８年6月１９日（月）から平成１８年6月２２日（木）まで（ただし、土曜日、日曜日を除く午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時を除く。））

(ｲ)配布、閲覧の申し込み

配布、閲覧を希望者は平成１８年6月１６日（金）午前9時から午後４時までの間に【様式４】に記入し加古川市新クリーンセンター宛にファックスにて申し込むこと。

ただし、配布・閲覧に参加できる人数は５名までとする。

なお、閲覧の日、時間については新クリーンセンターよりファックスにて申し込み者に対して通知する。

(ｳ)注意事項

資料の閲覧に当たっては、資料他一切のものについて写真撮影、コピーは禁止する。

(ｴ)配布･閲覧場所

新クリーンセンター３階(会議室)

(ｵ)配布資料

・ 「加古川市新クリーンセンター施設状況」他

(ｶ)閲覧資料

・ 設備図面（抜粋）
・ 取扱説明書（抜粋）

②本件施設の視察等

参加者は、市が必要かつ合理的と認める方法により本件施設を視察することができる。本件施設の視察を希望する参加者は、「本件施設の視察申込書」【様式５】を提出すること。なお、1社（企業グループで視察を行う場合は1グループ）あたりの視察人数は5名を上限とする。

(ｱ)日時

平成１８年6月２３日（金）１３時３０分から１５時３０分まで

(ｲ)場所

加古川市新クリーンセンター　3階研修室

（２）事業準備期間

民間事業者は、市に提出し確認を受けた学習計画書に基づいて、市が保有する本件施設に関する書類及び本件施設の視察をするものとする。また、民間事業者は、本件施設に関して書面で質問することができ、市は、取扱説明書又は各種作業の報告書等、施工企業等が提出した資料に記載されている範囲内で回答を行うものとする。

１６.市と民間事業者の責任区分

（１）基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の基本的な考え方は、当該リスクを最もよく管理できる者が責任を負担することにより、低廉で質の高いサービスが提供できるものである。本件施設の運営管理の責任は原則として民間事業者が負うことになるが、市が

責任を分担すべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うこととする。

（２） 想定されるリスクの分担

市と民間事業者のリスク分担は、別添資料 3「事業契約書（案）」によるものとし、参加者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。

なお、「事業契約書（案）」に示されていない場合は、双方の協議により事業契約書で定めるものとする。

１７.市による事業実施状況の監視

（１） 運営段階

市は、民間事業者による本件施設の運営管理状況が性能要件を満たしていることを確認するため、本件施設の監視を行う。監視は、運営管理委託契約等で定められた頻度、方法等に従って行うものとし、必要に応じて本件施設への立入りを行う。また、監視により確認された本件施設の運営管理の状況については、原則として公開するものとする。また、本事業の監視については、本事業において示す要求水準より一定程度厳しいモニタリング基準値を設定し、常時これを守ることをもって要求水準の確実な遵守を図ることとする。モニタリング基準値が逸脱される場合には、市は直ちに民間事業者に対し、改善を求めることとする。なお、その詳細は、別添資料 1「要求水準書」及び別添資料 3「事業契約書（案）」を参照のこと。

（２） 事業期間の終了段階

事業期間終了の２年前の段階において、事業期間終了後の本件施設の稼働について、市は、事業者と協議を行うものとする。

なお、事業期間中は、性能要件、環境関連の法規制、基準値を遵守して本件施設の運営管理が可能なよう、適切な維持管理、補修及び更新を行うものとする。

１８.応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

（１） ７．に掲げる参加資格のない者が行った応募
（２） 参加資格申請書等に記載された企業グループの代表企業以外の者が行った応募
（３） 提案書等その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者が行った応募
（４） 記名押印のない提案書による応募
（５） 誤字、脱字等により、意思表示が不明瞭な応募
（６） その他募集要項等において示した応募に関する条件に違反した応募
（７） 提案書受付締切日までに提案されない又は到着しない応募

１９.その他

（１） 費用負担

本事業の応募に要する費用については、参加者の負担とする。

（２） 提出書類の取扱い

①著作権

応募に係る提出資料の著作権はそれぞれの参加者に帰属することとするが、公表等の必要がある場合、市は参加者及びその著作権を保有する者に許可を得て公表できるものとする。

②提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、市から指示する場合を除き、認めないものとする。

③追加提出書類

市は、必要と認めた場合、参加者に対し提出書類を追加的に求める場合がある。

（３） 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（４） 使用する単位

要求水準書で使用している単位による。

（５） 本事業の担当部局及び問合せ先

本事業の担当部局は、次のとおりである。なお、本事業に関する問合せは、同担当部局で受け付ける。

住　　　所：〒675-1224　加古川市平荘町上原 4-1
担 当 部 局：加古川市　環境部　環境事業局　クリーンセンター
担当　新浜
電　　　話：079-428-3211
Ｆ　Ａ　Ｘ：079-428-1544
電子メール：cleancenter@city.kakogawa.hyogo.jp